

令和2年9月定例会 常任委員会

商労文教委員会

委員長名	遊佐久男
委員会開催日	令和2年10月1日(木)、2日(金)
所属委員	[副委員長]佐々木彰 [委員] 水野透 真山祐一 渡部優生 山田平四郎 高橋秀樹 宮下雅志 吉田栄光 神山悦子



遊佐久男委員長

(1) 知事提出議案：可 決…7件
：承 認…1件

※[知事提出議案はこちら](#)

(2) 請 願：不 採 択…3件

※[請願はこちら](#)

(10月 1日(木) 労働委員会事務局)

水野透委員

コロナ禍において全ての業種に経済的な大きな影響があるが、新型コロナウイルス感染症に関する相談はあるか。また、具体的な相談内容を聞く。

次長兼審査調整課長

4月以降、33名から相談を受けている。

多い順から述べると、休業に関する相談が9件、解雇に関する相談が6件、年次有給休暇に関する相談が6件である。

最近では、親族に不幸があり、やむを得ず感染者が多い地域に出かけた旨を会社へ報告したところ、しばらく出勤しないよう命令を受けたが、休業手当は出るか否かとの相談があった。コロナ禍であっても必要に応じて動かなければならず、企業内における様々なトラブルが多いと感じている。

神山悦子委員

救済命令に対する取消請求控訴事件について、経過や内容を聞く。

水野委員からも質問があったが、労働相談の212件には新型コロナウイルス感染症に関する内容も含まれているのか。

また、新型コロナウイルス感染症に関する相談が4月以降33件とのことだが、毎月同程度の件数が最近増えているかなど傾向を聞く。さらに、県としてどのように回答しているかを併せて聞く。

次長兼審査調整課長

不当労働行為の内容については、申立人である労働組合が、これまで実施していた団体交渉が途中から実施されなくなったため、会社に対し速やかな団体交渉の継続を求めて救済申立てがあったものである。根底には、ある労働者と会社との間にトラブルがあり、会社側は交渉事項については労働者と使用者で訴訟中であることを理由として団体交渉を渋っていた。会社側としては、裁判中であり実質的に団体交渉を行う内容がないため、団体交渉を実施しないとの主張であった。当委員会は、訴訟中であっても裁判とは別に団体交渉に誠実に応じることを命じた。判決では当委員会の主張が認められ、裁判中であっても会社側は誠実に交渉する義務があるとの内容であった。

救済命令が確定したため、労働者側と使用者側に命令がどのように履行されたかを確認したところ、それぞれの側から団体交渉が実施されたとの回答を得たため、県としても救済命令を出した効果があったと感じている。

また、212件の労働相談には、新型コロナウイルス感染症に関する相談が含まれている。当初は雇用調整助成金の基準が分かりにくく対象が狭かったため、休業手当が支給されないとの相談があったが、現在は減ってきている。

また、厚生労働省が作成したQ&Aには、労働者側や使用者側からの疑問が網羅され日々更新されているため、勉強しながら適切に回答している。

神山悦子委員

意見を述べる。福島労働局では、年末にかけて今後新たに1,000人程度の失業者が生じ、10月以降も相当倒産が増えるの見込んでいる。本県は東北6県で最も倒産が多いとされ、原発事故や昨年の台風災害、新型コロナウイルス感染症の影響により、もう続けられないという事業所が増えている。

中小企業で働く県民が多いことを考えると、雇用を守ることや使用者側の指導など今後相談が増えると思うため、十分に注視願う。また、高校生や大学生の来年の就職が心配であるが、コロナ禍で身につけておくべきことをワークルール出前講座において実施することも求められていると思うため、よろしく願う。

(10月 1日 (木) 教育庁)

渡部優生委員

教14ページは全て年間所要見込みによる補正であるが、文化観光拠点施設機能強化事業では増額になっている。

機能強化の内容、必要性及び機能強化の狙いを聞く。

社会教育課長

文化観光拠点施設機能強化事業は、文化観光推進法に基づく文化庁の補助事業の採択が前提となる事業である。強化内容は、収蔵品の魅力向上や見せ方の工夫、国内外の利用者の利便性向上を図るためのWi-Fi環境の整備などを予定している。この事業の狙いは、国の補助により県立博物館の機能を強化し、県立博物館を中核とした地域の文化、観光の振興に寄与することにある。

採択が前提となる旨説明したが、現在、国へ申請中である。

渡部優生委員

国が文化振興に力を入れていく中で、Wi-Fi環境の整備などを行うと理解した。

教21ページの県立学校の修学旅行のキャンセル料に関する専決処分について、さきの説明によると修学旅行を中止した場合とのことである。今後、修学旅行を実施する余地はあるが、中止した場合のキャンセル料に充てるとの理解でよいか。

高校教育課長

委員指摘のとおり、修学旅行を中止した場合のキャンセル料等を負担するものであり、既に中止を決定した学校については今後支出する。

渡部優生委員

専決処分の必要性はあったのか。

教育長

本会議でも答弁したとおり、教育委員会としては、修学旅行は教室での学びではなかなか得難い貴重な教育の機会であると捉えており、感染対策に万全を期した上で、可能な限り実施願うとの立場である。

今は大丈夫だと思っていなくても当日までに感染が拡大する可能性があり、また教員や生徒に感染者が生じる場合もある。保護者がキャンセル料を負担するのは大変であるため、最初から修学旅行を中止する判断ではなく、教育委員会がキャンセル料を負担し、可能であれば修学旅行に行けるよう工夫願うとの趣旨での予算を計上した。

渡部優生委員

理解した。中止にならないよう支援願う。

全ての県立学校が対象とのことだが、市町村立の小中学校に対しても具体的な支援があるのか、検討しているものがあるれば聞く。

義務教育課長

市町村分の義務教育関係については、市町村が国と直接取り交わすようになっており、交付金からキャンセル料を措置する。

渡部優生委員

教26ページの工事請負契約については、昨年台風第19号で浸水した場所に特別支援学校を造るとのことで、場所については様々な議論がされている。

かさ上げしているため大丈夫であるとの答弁であったと思うが、学校の特殊性からすれば、初めからリスクを避けて場所を選定するのが好ましい。

教育庁として、この場所が適切であったと判断した経緯を説明願う。

施設財産室長

旧保原小学校跡地は、台風第19号による浸水の深さと建物の設計上の高さを比べると、基礎が20～30cm程度高く床上浸水にまでは至らない。また、台風第19号では浸水したが、過去に浸水した記録はないことを市に確認した。

これまでで最も浸水被害の状況が大きかった台風第19号でも床上浸水までに至らなかったため、当初想定していた旧保原小学校跡地で当初の設計どおりの整備を進めていく。

渡部優生委員

これまでに被害はなかったとのことだが、最近の台風や大雨災害は聞き慣れるほど「想定外」が生じている。

想定外の事態が起きた場合であっても、十分に安全を確保できるのか。

施設財産室長

委員指摘のとおり、昨今の状況においては想定外の浸水被害が起きていることは間違いない。国は、これまでのハード整備を軸に浸水災害への対策を取るとの流れから、災害対策はソフト対策とハード整備を総合的に進めていくスタンスに軸足を移している。

伊達地区特別支援学校についても、浸水時に被害を受けないようにハード整備を心がけることはもっともだと思うが、想定外の被害を想定し危機管理マニュアルを整備するなどのソフト対策を併せて実施できるよう検討していく。

佐々木彰副委員長

補正予算における財源について聞く。

教9、13及び15ページに用途指定なき寄附金があるが、それぞれ寄附者は同じか別かなど、回答できる範囲で聞く。

財務課長

寄附者は、一般財団法人ふくしま未来研究会である。

真山祐一委員

教9ページの英語でつなぐ復興の架け橋支援事業について、年間所要見込みによる補正とのことだが、新型コロナウイルス

ルス感染症による影響で実施できない分の減額補正との理解でよいか。また、支援事業の対象者を聞く。

高校教育課長

英語でつなぐ復興の架け橋支援事業の減額については、新型コロナウイルス感染症の影響により、12月に実施予定であった会津学鳳高校、1月に実施予定であった安達高校における海外研修が中止になったものである。

それぞれの学校において、希望者が参加する予定であった。

真山祐一委員

新型コロナウイルス感染症によるやむを得ない事情であると思うが、希望していた生徒にとっては教育の機会を逸したことになる。

学びの機会を極力守るとの考えにより、学びの機会を逸した生徒については学年を超えても希望可能などフォローアップできるように、各事業の見直しを願うため確認した。答弁は不要である。

山田平四郎委員

関連で聞く。教8ページのふくしま未来の農業者GAP教育実践事業については、GAP取得のため農業高校の生徒を先進校に派遣していたが、なぜ県で進めているオンライン学習などを活用した交流ができないのか。特に今年は大雨や果物に病気になるなど様々な課題がある中で、中止の選択ではなく、別の方法で交流する計画はなかったのか。

高校教育課長

この事業は、東京のアンテナショップにおける県内農業高校のGAP取得農産物の販売会が大きな内容であり、東京都での販売会は諦めざるを得なかった。

委員指摘のとおり、それに代わる形として県内の各農業高校がインターネットを通じた販売等に取り組むなど、様々な工夫をしている。また、委員指摘の県内の農業高校同士の連携については、各学校において検討を進めている。

山田平四郎委員

昨年までは、本県の農業高校の生徒を先進校へ派遣していなかったのか。

高校教育課長

農業クラブの交流会で大会発表があり、そうした機会に農業高校同士の交流があった。

山田平四郎委員

本県がGAP取得日本一を目指す中、全ての農業高校でGAPを取得すると決め、県単独事業で先進校に派遣していたはずである。

オンラインでの商売ばかりではなく、先進校の生徒から学びを得ることで本県にある9校の農業高校が全てGAPを取得してきた。新型コロナウイルス感染症の影響で交流を途絶えさせるのではなく、オンライン学習やウェブ会議などICTを活用できないのかとの質問である。

高校教育課長

委員指摘のとおりであり、各学校において可能な範囲で今後の交流を検討しているが、今の段階ではできていない状況である。

山田平四郎委員

今の段階とのことであるが、今後は実施する可能性があるかと理解してよいか。

高校教育課長

各学校において検討している。

神山悦子委員

渡部委員から質問があったが、教26、27ページの伊達地区特別支援学校の工事請負契約について何点が聞く。

4社が応札したとのことだが、落札率を聞く。

施設財産室長

落札率は、建築工事が89.8%、機械工事が91.7%である。

神山悦子委員

特別支援学校の整備費は全体で40数億円であり、建築部分は校舎が主であり、機械は電気工事などもあると思うが、全体でどのように関わり議案が提出されるのか。

施設財産室長

委員指摘のとおり、建築工事、機械工事のほか、既に契約済みの電気工事を行うが、電気工事は設計額が5億円以下であり、議会の承認案件ではない。

さらに今後外構工事を予定しており、準備ができ次第整備を進めていく。

神山悦子委員

参考として聞くが、電気工事分は幾らか。

施設財産室長

落札額は3億円程度である。

神山悦子委員

建築工事は、JV（ジョイントベンチャー）として佐藤・安藤特定建設工事協働企業体になっており、機械工事は福島の文化設備工業である。

質問が波及して申し訳ないが、佐々木副委員長からも質問があった、一般財団法人ふくしま未来研究会は佐藤工業（株）の元メンバーが入っていると思う。

指定なき寄附金は何に活用してもよいとの意味だと思うが、用途は指定されたのか。どのように理解すればよいか。

財務課長

一般財団法人ふくしま未来研究会からの寄附金については、高校生の運動部の部活動の活性化、県立高校専門学科の設備、備品等の充実、高校生の文化部の活動の活性化のために使用願うとの意向で寄附を受けた。

神山悦子委員

振り分けた中身がこちらか。

財務課長

議案上は用途指定なき寄附金と表示されているが、今述べた3つの項目に対して使用願うとの寄附者の意向で寄附を受けた。

神山悦子委員

寄附を受けて悪いと言いたいのではない。金額はこちらで振り分けたのか。

トータル2,000万円であるが、3つの部活動との理解でよいか。

財務課長

寄附者の意向として、運動部の部活動に800万円、施設設備整備に1,000万円、文化系の部活動に200万円との意向が伝えられている。

神山悦子委員

別に問題があるわけではなく有効に使ってもらいたい。偶然かもしれないが、佐藤工業（株）を含めたJVで受け入れていることに何となく疑義を感じたとの意見を述べておく。

伊達地区の特別支援学校の新築工事そのものは施設財産室で行い、教育内容は特別支援教育課で行う。提出されている議案について、特別支援教育課としては工事や設計を含めて発注する側かもしれないが、昨年の台風で浸水したことを受けて、真に工事に問題がなかったかの判断はなかったか。

教育次長（業務担当）

特別支援教育課では、伊達市から提供のあった土地であるため、伊達市のハザードマップ等を十分に検討し、施設財産

室と相談しながら工事上問題がないと判断し、現在に至っている。

神山悦子委員

本当に問題ないのか。床上浸水にはならないとの答弁は、逆説的に述べると床下浸水にはなるとのことであり、そのような学校は聞いたことがない。

ちょうど1年前の台風第19号の頃から設計を進めてきたと思うが、被害を受けた際に設計を見直すチャンスがあった。浸水しないよう機械室を15cm上げたが、なぜ校舎も見直さなかったのか。床上浸水にはならないが床下浸水は想定済みで議案に提案しており、機械室とともに見直してもよかったが、なぜできなかったのかが非常に疑問である。

見直しのチャンスがあったにもかかわらず、なぜ見直さなかったのか。

施設財産室長

鉄筋コンクリート造りの構造であり、一部配管が通っている部分はあるが、コンクリートや地盤材で埋まっているため、床下浸水による被害はほぼ生じないと設計上から判断した。

なお、機械電気室については、万が一想定外の浸水があった場合に、電気が止まるとエレベーターが止まるなど避難に支障が生じるおそれがあるため、特にかさ上げたことを理解願う。

神山悦子委員

地盤そのものはコンクリートで覆われていても、昨年の台風と同様であれば床下までは浸水するのではないかと。現在、県内でもハザードマップの見直しなど様々行っているが、伊達地区における新しいハザードマップはこれからと聞いている。特別支援学校を造る敷地北側の地域は、去年の台風により浸水被害を受けており、同じような災害が発生した際は建設予定地も浸水することになる。

西側に伊達市が予定している認定こども園については、幾らか敷地が高い。

安全な校舎を造るために、敷地全体のかさ上げなど様々な方法で設計を見直しても、同じ時間はかからず要請次第では短期間で再考できるのではないかと。校舎工事及び機械工事の議案が出ているが、議案を提出すると見直しができないわけではない。普通の子供でさえ災害時は大変だと思うが、特別支援学校には車いすの子供がいたり、何かが起きたときにパニックを起こしやすいなど、想定外の被害が起り得るとして対処することが教育庁の努めである。

今後も検討が必要と思うが、考えを聞く。

施設財産室長

記録にないような台風第19号での浸水被害であっても、床上浸水には至らず、伊達市に確認しても整備予定地が浸水したとの記録はなく頻度的に低いため、設計どおり整備を進めていく。

吉田栄光委員

渡部委員や神山委員から質問があり、本会議においても特別支援学校に関する議論を伺い、我が会派内においても話した経過がある。設計については、台風第19号等も踏まえてコンサルタントを含めて検討を行い、ここまで至ったと思う。

商労文教委員会として予算を通すため、議員としても責任を持ち採決に当たらなければならない。

その上で、あらゆる想定を行い、地元の伊達地区を含めて様々な意見を聞き、今回の設計で大丈夫であるとの考えで進めてきたと思う。

再度確認するが、様々な疑念の中で、今の答弁も踏まえて教育長として十分に安全が保てるとの考えであれば、明確に回答願う。

教育長

本会議で答弁した内容と重複するかもしれないが、障がいのある子を預かるため、安全性を十分に考えなければならない。先ほどから述べているとおり、浸水の頻度としては非常に低く、万が一水が来ても前回と同様であれば建物は大丈夫である。

万が一、もう少し水が上がったとしても電源は無事に稼働するため、知的障がいや重複障がいのある子供も、エレベーター

ターヤスロープなどを使用できる。そもそも気象予報が発達してきており、それほどの予報があれば休校措置を取ることができるため、安全面では大丈夫である。

さらに、特別支援学校だけで物を考えるのではなく地域全体で河川について治水上の対策がなされれば、全住民にとって一番よい。土木部においても河道の掘削や堤防天端の舗装など補強工事等を検討していると聞いており、ソフト面での安全確保を含めて万全を期していくため理解を願う。

神山悦子委員

教育庁から土木部へも対策を求めているとのことだが、阿武隈川の河道掘削にはもう少し時間がかかると聞いている。

普段の東根川は少ない水しか流れていないが、去年は台風により堤防から越水したため堤防のかさ上げや何らかの貯水槽を造るなど、ハード面での対策はこれからでもできると思う。

本当に安全を優先して考えるならば設計変更が一番よいため、もう少し安全対策を検討し実施願う。議案を認めてほしいと簡単に言うが、議論は始まったと思ってもらい、この場では表明しないが、そのような姿勢が伝わらないと安全ではないと思うため、述べておく。

教2ページの夜間中学調査・研究事業については6月定例会でも質問したが、減額についてはよいものの、来年度について判断する時期が迫っている。教育庁として夜間中学校を県立中学校とはしないとの方向は明らかになったが、県内に1校は欲しいため福島市に設置するのか。県立でもよいと思うが、いつ判断するのか。来年度の予算要望の時期でもあり、具体的な方策がなければ国の調査費が切られてしまうと思うが、どうか。

義務教育課長

今回、国へ夜間中学の調査研究事業の中止を申請したため、補正予算を提出した。

夜間中学校は学び直しの場であり、義務教育の提供の場と考えている。基本的には市町村が中心となり設置する方向で検討しているが、いつまでに設置を決めるかについては、設置検討委員会において検討し決定していく。

教育長

補足する。神山委員より県では設置しないと指摘があったが、そのような答弁をした覚えはない。夜間中学は中学校であるため市町村で設置できる。県が夜間中学を設置する場合は、例外的に義務教育国庫負担金を県に回すこともできるとの制度になった。

国庫補助の関係で夜間中学調査・研究事業を一部減額しているが、調査事業を全てやめるわけではなく、県として調査を継続し、設置の在り方については市町村と検討会議を続けていく。県立で夜間中学を設置すると明言できる状況にはないため、引き続き研究していく。

神山悦子委員

県立では設置しないと言うが、研究するとはよく分からないではないか。全く否定はしないとだけ受け止めておく。

これまで何年も夜間中学の設置が望まれているが、具体的に設置の方向で検討がなければ来年度から調査研究費がつかなくなるのが心配である。県として設置するとの思いがあった場合、国から予算が来なくても研究していくとの理解でよいか。

教育長

さらに説明を補足する。委員指摘のとおり、調査の先に夜間中学を設置すると決定した自治体に調査事業を補助するものであり、現在、本県は夜間中学を設置すると明言していないため、その補助が受けられず減額した状況である。

調査費を残し県独自で調査を続け、全く調査をやめるわけではないため、よろしく願う。

神山悦子委員

前向きな答弁をもらった。引き続き研究し、夜間中学の設置を願い、今後も設置の方向で進めるよう願う。意見とする。

水野透委員

教育長の説明にあった、令和4年度の新学習要領に合わせた1人1台の端末について、ハード的な支援を必要とする高

校生が多くいると思うが、4年度は固定的か、もしくは前倒しで導入できる可能性があるのか。

また、家庭で個人所有の端末を使うためにはインターネット環境が必要となり、ランニングコストを含めて検討すると
の説明であったが、全て県費で賄うのか、個人負担を求めるかなど具体的に聞く。

教育総務課長

委員指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症による臨時休校等に対応できることが必要と考えている。当面の間は、生徒が持つスマートフォンなどを活用することを基本とし、現在端末を持っていない生徒への貸出用の端末やモバイルルータの整備については、これまでの補正予算により整備を進めている。1人1台端末については、個人の端末を利用する形を考えており、少なくとも令和4年度には導入できるよう方向性を示したものである。ランニングコストについては、家庭の経済的負担にどう配慮をしていくかが最大の課題であるため、国の補助制度等に対し要望活動を行い、他県の事例も参考にしながら家庭の経済的負担などについて検討を進めていく。

山田平四郎委員

今の説明において、検討していくとの答弁であったが、前向きに検討していくとの理解でよいか。

教育総務課長

家庭の経済的負担については十分検討しなければならない。

どのような方法があるかについては、他県の事例等を踏まえ、国に要望を行いながら、様々な選択肢を考えていく。

山田平四郎委員

コロナ禍では、他県の事例を調べる前に県独自で決断しなければ、いつ実行できるかが分からない。県の決断が大切であると思うため、前向きに検討願う。

教育総務課長

委員指摘のとおり、本県の対応を十分に検討していく。

宮下雅志委員

県立高等学校改革前期実施計画について、これまでの進捗を含めて聞く。

我々も高等学校改革の必要性を十分に承知している。子供の数が減っていけば、十分な教育環境の中で高等学校教育の実施が非常に難しくなる地域があるため、しっかりと見極めながら計画を進めていかなければならない。

来年から3か年にわたり、来年度に2校、2023年度に5校の統合校の開設が予定されている。

教育長の説明にもあったとおり、前期計画において一番の課題である地域の思いを考えると、統合校の取扱いは少し厳しい状況もあると感じている。

まず統合校について、今年度施設における備品整備の予算が計上されているが、現在の進捗を聞く。また、来年開校分、再来年開校分、その次に開校する分として、今後どのように施設の備品を整備していくのか。

県立高校改革室長

令和2年度に統合する新しい喜多方高校、小名浜海星高校については、来年4月の開校に向けて、必要な工事、備品の整備、教育内容のソフト面を含めて現在検討を進めている。

また、4年度には5校が新たに統合するが、全ての地域から一定の理解を得ている。今後は中学生が当事者になるため、中学生、保護者、中学校の教員に対し、新たな統合校の方向性や教育内容の魅力を伝えていく説明会などを開催する。

5年度に統合を予定している5校については理解を得ていない部分があるため、引き続き丁寧に説明し、地域の理解を得ていく。

宮下雅志委員

来年度分、再来年度分については一定の理解を得ているとのことだが、さきの教育長の説明において一部の地域では一定の理解を得るとの表現があったが、3年目の部分について理解を得ていない面があるとの理解でよいか。

県立高校改革室長

委員指摘のとおり、まだ理解を得ていない部分があるため、これまで各地区において県立高校改革懇談会を開催し、委員から思いや要望を得ている。

意見等については、次回の県立高校改革懇談会において教育委員会としての考え方や方向性を示すなど、議論を深めているところである。

引き続き、県でも様々検討の上、考え方を示し、理解を深めていくよう努力したい。

宮下雅志委員

地域の理解が絶対に欠かせないと認識しているため、努力を継続願う。

来年開校分の2校については、喜多方高校と喜多方東高校が来年分から募集停止、各学校の2、3年生が共に統合校に入り、統合により新しい学校として1年生を募集することになる。ほかの学校についてもそのような計画で統合を実施すると思う。

新しい喜多方高校が、アドバンスト探求コース、スタンダード探求コース、キャリア探求コースとの構成で教育を実施するが、現在の喜多方高校と喜多方東高校については同様の形で教育しているのか。

元の学校の2、3年生が在籍する中で、新設校の生徒の教育や環境など、どのように整合性を図っていくのか。

県立高校改革室長

委員指摘のとおり、喜多方高校については、アドバンスト探求コース、スタンダード探求コース、キャリア探求コースの3つのコースを設ける。現在の喜多方高校及び喜多方東高校はコース制ではない。

3年間の教育内容は入学時に定めるため、統合校の在校生については、入学時に計画した3年間のカリキュラムで学ぶことができるよう実施し、コース制を適用するのは新1年生からである。

宮下雅志委員

学習上のバランスについて十分留意し、統合校がうまく動き出すまでは手厚い教職員の配置に十分留意願う。

また、同じ学校に在校生が通学する場合、通学距離が極端に長くなるケースが生じると思う。南会津高校と田島高校は山を越えて通学しなければならないなど、各学校における通学上の課題があると思うが、どのように解決していくのか。

県立高校改革室長

統合により、通学距離がかなり遠距離になる箇所が幾つかある。

これらの通学支援として、通学費の負担が大きくなった生徒に対する何らかの負担軽減の措置を検討し、今後具体化していく。

宮下雅志委員

しっかりと対応願う。

過疎・中山間地域の高校の在り方として、6校が地域協働推進校として指定されている。そのうち、湖南高校、西会津高校、川口高校は既に2018年から実施しているが、残りの川俣高校、猪苗代高校、只見高校の3校についてはどのように進めていくのか。

県立高校改革室長

委員指摘のとおり、1学級の本校化になっている学校が現在6校あり、川俣高校、猪苗代高校、只見高校の3校については今年の4月から募集定員を1学級減らし、各学校1年目を迎えている。

学校規模が小さくなることで教員の数が減り教育内容に影響が生じる可能性もあるため、地域と協働した学校づくりとしてコミュニティー・スクールを導入している。生徒が地域に出ていき、地域の人と触れ合い、地域の自治体、企業、住民と一緒に学校づくりをしていく。

宮下雅志委員

地域協働推進校は、全国的に課題である過疎・中山間地域の地域振興と合わせた高等学校の在り方につながっていく。高校をぜひ残してほしいとの地域の思いに応えていくために、地域自体がどのような協力関係に立てるかも重要であり、

地域ぐるみで子供たちを守り、生徒を確保していくことが、地域振興の一つの切り口として重要な要素になると感じている。

前期計画は既に動いていることから進めることとし、地域の思いをしっかりと受け止め、今後の高等学校の在り方については、地域協働推進校とすることや、統合校の候補となる可能性がないかなど柔軟に考えていく必要があると思うが、どうか。

県立高校改革室長

地域協働推進校は地域になくてはならない学校であり、中山間地域の教育機会の確保のため1学級本校化としている。地域の理解や学校の在り方については、県立高校改革懇談会を設け、自治体や住民、学校関係者など広く意見を得て、学校の在り方を検討し丁寧に進めていく。

宮下雅志委員

ぜひ地域の思いをしっかりと受け止め、高校改革につなげるよう願う。

県立高校であるため、県が実施する場合にはこのような形になるのは当然のことである。しかし、町や村にはぜひ残してほしいとの思いがあり、ある程度の費用を負担する十分な覚悟があれば、町立高校、村立高校も選択肢に入ると思う。自治体との費用分担の面でも協力、協働しながら、地域の教育力を維持していくことで、地域の活性化につなげていく選択も考えられると思う。柔軟な考えで十分に検討願うが、意見があれば聞く。

県立高校改革室長

柔軟な対応として様々な可能性や指摘を得たため、今後検討していきたい。

神山悦子委員

県立高校改革及び教職員のアクションプランに掲げる多忙化解消に関する事項について聞く。

まず、県立高校改革については宮下委員より質問があり、新たな視点として地域協働推進校も必要であると共感している。南会津高校と田島高校を統廃合し、1クラスにするのか、また、統合後の人数等について聞く。

県立高校改革室長

田島高校と南会津高校については、令和5年度に統合するが1学級本校化する地域協働推進校ではなく、統合により一定の学校規模を確保しながら、充実した教育内容を地域に提供できるよう学校づくりを進めていく。

学校規模としては、3学級規模、総合学科の学校とする。

神山悦子委員

今の状況はどうか。

県立高校改革室長

現在、田島高校及び南会津高校は、2学級規模の普通科の高校である。

これらを統合し、3学級規模の総合学科の高校とする。

神山悦子委員

地域協働推進校は1校1学級を基準にしているが、将来子供が少なくなるとはいえ現在は2学級ずつある。

駒止峠を越えなければならない冬は、雪に阻まれ寄宿舎もない。様々な整備をしないまま統合することを先に決め、寄宿舎や通学の足について十分に疑問に答えているのか。地元から理解を得ていないと思うが、どう説明しているのか。

県立高校改革室長

委員指摘のとおり、県立高校改革懇談会等では中学生に影響が出ないように早く方向性を示すよう願うとの意見が出されている。

南会津町で運行しているバスなど通学方法には様々な可能性があるため、現在具体化を図るべく検討中である。

神山悦子委員

幾ら説明会を聞いても、統廃合を決めてから課題があれば示すよう皆に求めることは、進め方が逆であり納得ができません。

い。一つずつこのようにすると述べて段階を踏み、このようになるなら実施すると進むことが普通であるが、なぜそうならないのか。県の高校改革の進め方が、様々な地域であつれきを生む大きな原因になっているのではないか。疑問が出されてもおおむね了解を得たとして進め、学校や教育の在り方など様々な課題については後になる。この進め方では方針ありきと言われても仕方がなく、県民に対する丁寧な説明とは言えず、あつれきを生むのみである。

教育は地域になくてはならない大切なものであり、どのように本当によい学校をつくるかについては、新型コロナウイルス感染症を受けて発想の転換があつたはずである。県立高校など地域の学校がどうあるべきかについては、再度見直す必要がある。新型コロナウイルス感染症により考え方が変わってきた部分もあると思うが、今後の県立高校改革懇談会の在り方として、様々な意見をどう取り入れ実施していくか、発想を転換しながら議論を尽くしたほうがよいのではないか。

県立高校改革の進め方や今後の方針については、県民や地域と共に議論するよう転換すべきと思うが、考えを聞く。

県立高校改革室長

田島高校と南会津高校の統合における通学については、公共交通機関の状況を確認し、南会津町の西部地区から東部地区への通学が可能と判断した。しかし、県立高校改革懇談会において、通学に時間がかかるとの不安の声が寄せられているため現在検討を進めている。住民の思いをどう取り入れるかという県の姿勢については、県立高校改革懇談会で引き続き意見を得ながら検討し、丁寧に進めていく。

神山悦子委員

丁寧に進めると言うが、地域全体から意見を聞くのではなく地域から選ばれた限られた人のみであり、在校生など子供の意見を聞く場を保証しているとは思えず、実施方法を含めて今後改善する必要がある。県立高校改革懇談会と称して県の方針を伝えるのみであり、様々な意見があっても受け止めるで終わってしまうため、実施方法を含めて改善を求めておく。

南会津高校の統廃合に関する通学の足の問題については、公共交通機関を使えるとしても1時間もかかり、現実的には大変である。通学の足の代替となる寄宿舎が必要か、それにより学ぶ環境や教育の機会均等は保証されるのか。高校がなくなることによる地域への様々な影響について、今後の対応を考えていかなければならない。南会津高校と田島高校の統廃合について検討しているものがあれば、もう少し具体的に示すよう求めておく。

次に、小中学校における少人数学級についてである。新型コロナウイルス感染症を受けて、やはり少人数学級が本来の教育の姿ではないかと考えている。

文部科学省は概算要求について、金額は示していないが少人数学級実現のための予算を要望したとのことである。小学校1年生のみ40人学級から35人学級に引き下げたが、その他の学年ではまだ40人学級のままである。全国知事会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、少人数学級の実現のために教員と教室を増やすよう要望を行い、文部科学省はその要望を受けて来年度の概算要求を出している。少人数学級は全国共通の課題になっているのではないと思う。

萩生田文部科学大臣は、これまで30人学級で編制し教員を充てていたが、徐々に子供が減るため10年間で5万人の教員に余剰が出るほか、少人数学級のための加配教員が3万人いるため、8万人の教員を充てることが可能であり、現在の予算においても少人数学級が実現できないわけではないとの試算を出している。

小中学校のほか、高校においても20人学級までは一気に減らさなくても、せめて今の40人学級を30人学級にするよう国に要請する時期ではないかと思う。

義務教育と高校教育について、40人学級から30人学級以下、小中学校は実現している部分はあるもののさらに20人学級以下にするなど、少人数学級について国に要望してもよいと思うが、改めて聞く。

教育長

それぞれにとのことであつたため、私から答える。

本会議においても、委員指摘のとおり答弁している。

新型コロナウイルス感染症については全国的な課題であるが、国において適正な施設及び教員配置の在り方について責

任を持って検討し、財政的な措置も講じるよう、今年の夏に実施した知事の政府要望に入れてもらった。知事会や教育長協議会から要望が上がり、国も動きを見せている。国においても教育再生実行会議の場で議論が進み、経済財政諮問会議から骨太の方針に入れ込まれ、具体的な人員などの動きはこれからであるが、当然ながら概算要求にも反映された。

委員指摘のとおり8万人規模の話となるため、来年一気に8万人とはならないと思うが、少しずつ改善できるよう県としても引き続き要望していく。

神山悦子委員

教育長の答弁により理解はしたが、県立高校の改革方針は40人学級にこだわり統廃合との話になったと思うため、教育長が述べた部分から変えなければならない。高校教育の在り方を聞く。

教育長

答弁してしまった都合で、私からまた答える。

人数のみならず部屋の広さの問題など様々あるが統廃合しない学校も幾つもあり、さきに話題となった南会津高校においては2クラスであっても実際の生徒数は1クラス分しかいないのが現実である。ここから生徒数が減ることは目に見えているため、20人学級、30人学級との議論は様々あると思うが、10人になってもよいとはいかないため、ある程度の学級規模は必要であると考えている。

神山悦子委員

教育長に全て答弁してもらっているが、高校教育の在り方について高校教育課長に聞きたい。

新型コロナウイルス感染症への対応を含めて、これまでの高校教育の在り方の見直しが必要である。少子化はさらに進むと思うが、この10年間において、地域住民や避難地域の皆から高校をなくさなければよかったとの話がある。高校を統廃合すれば高校をなくすことになるが、これが県が本当に進むべき方向なのかと非常に疑問である。

新型コロナウイルス感染症を受け、高校教育においても40人以下の少人数学級を行うよう見直してはどうか。教育長は生徒数が減ると競争力がなくなるとの意味で述べていると思うが、少なくともよいのではないか。様々な方向性を増やしていく方法があり、高校を減らすことは逆行していると思うため、高校教育課長に考えを聞く。

高校教育課長

新型コロナウイルス感染症の観点において、身体的距離の目安として1mが示されているが、さきに教育長が述べたとおり教室の在り方については国で見直している。新型コロナウイルス感染症を契機にとの委員の指摘については、大きな視点で言えば、一人一人に応じた学習の個別最適化を今後進めていかなければならず、地域との協働や深い学びを実現することが求められる。学校教育全体の変革を進めていく上で、学級の生徒数の観点も非常に重要であるため、今後検討していく。

吉田栄光委員

宮下委員や神山委員からも話があったが、高校統廃合については毎回様々な議論をしている。私は双葉高校を卒業しているが、地元である双葉郡は原子力発電所の事故によりふたば未来学園というすばらしい学校が立ち上がり、地域に認められてきている。

教育長をはじめ皆にとって、本来であれば統廃合をしないほうが楽かもしれない。しかし、本県を担う高校教育の将来を考え、地域にとって最良の教育環境を整えようとしているのだと、私は信じている一人である。

何を述べたいかと言うと、神山委員から先にすべきとの指摘はあったが、先か後かは別にして、しっかりと説明し、様々な要請に応じて改革を進めていくため、閉会後に教育長が自ら出向き、今指摘があった内容を整理し理解を得てはどうか。

さきに地元の話をしたが、ふたば未来学園のような高校をつくれれば、その地域における最適な高等教育環境が出来上がると思う。

私は統廃合に疑念を持つ一人かもしれないが、本県の高等教育や地元を考えると、通学や寄宿舎の課題を解決できるの

であれば、地元の理解が深まり、この改革を進めるべきであろうとの考えを持っている。閉会後には教育長がしっかりと責任を持って出向き、次の定例会にはこうした議論をせず、地元の意向を商労文教委員会に説明するようお願いのため、教育長よろしく願う。

教育長

県としても積極的に統廃合をしたいわけではなく、将来の子供たちの教育のために是であると考え、現在知恵を絞っている状況にある。

南会津高校に限らず県立高校改革懇談会を開催しているが、私や県立高校改革監も出席し、町長や村長から地元の実情を聞き県の思いを直接伝えている。南会津の統廃合については課題が大きいので、私が汗をかくことは当然だと考えており、理解を得られるよう最大限努めていく。

神山悦子委員

南会津高校と田島高校に限らず、新地町や矢祭町などでも同様の課題が、福島中央高校の定時制などでも様々な意見があるため、それらに具体的にどう答えていくかが大切だと思うため、方針ありきではないと見せるよう願う。

教職員の多忙化解消のアクションプランについて教育長から説明があったが、結果がまとまったとのことであるため、資料を提出願う。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて勤務時間の2割削減を達成したとのことだが、本当か。確かに出勤できない時期もあったが、今年はイレギュラーであるため、通常の部分でどうかを見なければならぬと思う。リモートによる研修などの準備もあり、これまで以上に負担がかかっているはずである。

アクションプランの時期をもう少しずらすなど、結論を急がないよう見直しを提案したいが、アクションプランの詳細を聞く。

職員課長

今年度の調査結果の資料が完成したため提出する。

遊佐久男委員長

ただいま資料請求があったが、提出できるとのことである。明日までに提出可能か。

職員課長

可能である。

遊佐久男委員長

明日までに資料を提出願う。

職員課長

今回のアクションプランの実態調査の結果は、調査の時期を含め、新型コロナウイルス感染症の影響により例年とは異なる結果ではないかとの指摘である。

この調査については、平成30年2月に作成した多忙化解消アクションプランで定めた目標の達成状況を確認するために毎年実施しており、今回が本調査の2回目であり、時間外勤務時間を20%削減できたか確認するために実施した。

調査結果を簡単に説明すると、教員が学校に来てから学校を出るまでの1週間当たりの学内総勤務時間について基準年度である29年度と比較しており、小学校については全職種で達成、中学校、高校については養護教諭を除く職種で達成、特別支援教育については全職種達成できなかった。

今回、定点観測により流れを見るために、6月下旬の1週間を調査時期とした。この時期は、学校活動は再開していたが、新型コロナウイルス感染症により部活動などの活動が少なかった時期に重なるが、消毒作業や生徒指導などの仕事量が増えた一面もあり、どちらの影響が大きかったかは残念ながらはっきりしない。今後も引き続き調査を行う。

(10月 2日 (金) 企業局)

神山悦子委員

地域開発事業について、いわき四倉中核工業団地第2期区域において立地第1号となった企業が8月に操業を開始したとのことだが、企業の業種と面積を聞く。

次に、2社が操業に向けて工場を建設しているとのことだが、詳細を説明願う。

また、これらによる分譲率を説明願う。

販売推進担当課長

8月に操業を開始したのは、横浜市に本社がある東新工業（株）であり、業種としては金属メッキ業である。例えば、スマートフォンのコネクタ部分などに金属メッキを施している会社である。もともと県内では、いわき好間中核工業団地に工場があったが、業績が好調であることから、いわき四倉中核工業団地を4ha購入した。

現在工場を建設中の2社について、1社東京都に本社がある（株）ニッチューであり、金属等に表面処理を施すショットプラストを行っている。購入面積は約1haであり、今年の3月に着工、12月に工場が完成し、来年1月から操業を開始する予定である。

残りの1社については、北海道旭川市に本社がある（株）北拓であり、主に風力発電のメンテナンスを手がける会社である。今年の1月に契約し、購入面積は約1.6haである。先日起工式が行われ、10月に着工し、来年3月に竣工予定となっており、4月から操業開始予定と聞いている。

神山悦子委員

分譲率はどうか。

販売推進担当課長

全体の面積が17.1haのうち、今述べた企業へ合計6.7haを販売したため、未分譲面積が10.4haとなり分譲率は38.9%である。

神山悦子委員

8月に操業を開始した企業と残りの2つの企業で、どの程度の雇用が見込まれるか。

販売推進担当課長

東新工業（株）は新たに70名を雇用、（株）ニッチューは7名程度、（株）北拓は5名程度と聞いている。

神山悦子委員

残りの2企業はそれほど多くないようだ。

東新工業（株）については、いわき好間中核工業団地のほかにもう1つ工場を持つのか。

販売推進担当課長

本社のある横浜市にも工場があり、県内ではいわき好間中核工業団地に工場があるが、業績が好調であることから、いわき四倉中核工業団地第2期区域にも新たな工場用地を購入してもらった。

神山悦子委員

雇用拡大につながればよいと思ったが、残りの2つは思ったほどではない。今後、雇用を増やせるよう注視願う。

新型コロナウイルス感染症により、企業誘致の活動に影響はないか。

販売推進担当課長

新型コロナウイルス感染症により多くの業種で影響を受けている。企業局で販売している工業団地は製造業の立地が多いが、自動車関連産業で影響が顕著となっており、世界的な需要の減少により生産や売上げが下降するとの影響が出ているほか、工場の休業や生産調整等を実施している企業が見受けられた。一部では、この夏以降、持ち直しの兆しが見え始めている企業もあった。

神山悦子委員

高校生や大学生の求人だが、自動車関連産業など本当に厳しそうである。

新型コロナウイルス感染症の影響は大きいと思うため、随時情報を共有していきたい。今後、新型コロナウイルス感染症に見合う県内の新たな産業が求められていると思うため、もともとある県内の事業所と工業団地の事業所など、事業転換も含めて変えていく必要がある。県が進める再生可能エネルギーや新型コロナウイルス感染症対応など様々な組み合わせ、県内における立地を推進願う。意見とする。

企業局長

委員指摘のとおりである。

企業局が担当する工業団地は、いわき四倉、白河、田村であるが、浜通りについてはイノベーション・コースト構想が進んでおり、成長産業と言われる再生可能エネルギー、ロボット関連産業などの企業を多く誘致できるよう、また製造業を中心に地元の雇用が増えるような企業を誘致したい。

(株)北拓について、スタートは恐らく小さいと思うが、風力発電の事業はこれから推進していく分野であり、今後メンテナンスを行う人材が必ず必要になる。本県に風力発電の拠点ができたと理解してもらえれば、今後高校生も含めて雇用が少しずつ増えていくと考えている。

また、新型コロナウイルス感染症関係について、本県は長らく医療分野に力を入れていることから、幅広く企業を誘致し、雇用が生まれるよう関係部局と連携して取り組んでいく。

(10月 2日 (金) 商工労働部)

佐々木彰副委員長

商7ページのふくしま事業承継等支援事業の333万2,000円の減額について理由を聞く。

経営金融課長

事業承継を推進するための集合研修の委託を検討していたが、コロナ禍の影響により集合研修が不相当であると判断し、今年度の事業を取りやめたことによる減額である。

佐々木彰副委員長

事業承継は非常に重要な事業であるものの新型コロナウイルス感染症の影響により事業を実施できないと思うが、今後の対策として考えがあれば聞く。

経営金融課長

リモートにより研修会を開催するなど方法を工夫し、次年度以降検討していく。

山田平四郎委員

商7ページのふくしま医療機器開発支援センター運営強化事業について、商工労働部が予算化する理由を聞く。

医療関連産業集積推進室長

本県の産業施策として、医療関連産業を重点分野とした産業振興を目的に設置され運営している施設であるため、商工労働部が運営経費を予算化している。

山田平四郎委員

これまでの経費は、全て保健福祉部ではなく商工労働部で負担していたとの理解でよいか。

医療関連産業集積推進室長

整備費用や備品購入経費など、商工労働部が予算措置を行ってきた。

山田平四郎委員

今後も商工労働部が全て予算措置を行うと理解してよいか。

医療関連産業集積推進室長

委員指摘のとおり、当該施設については商工労働部の予算で整備している。

山田平四郎委員

商21ページのハイテクプラザ運営事業については、7月22日の専決処分により予算化されており、また今定例会においても議案が出てきている。

私は議員生活が長いわけではないが、専決処分後すぐに予算が出てくるケースを見たことがなかった。恐らくハイテクプラザの事業所が異なり、緊急性があるため専決で処分したと思う。

2つに分けた理由を含めて運営事業費の内容を説明願う。

産業創出課長

商21ページの専決処分については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じた事業者に対し、ハイテクプラザでの依頼試験や機器の使用料を一律無料にするものである。

また、ハイテクプラザの役割は、県内企業の相談や技術支援であるが、コロナ禍では十分に活動ができない状況を踏まえ、安定かつ安全な通信環境を整備し、リモートでの支援を行う経費として使用料・手数料の無料化と併せて新型コロナウイルス臨時交付金の5,100万円超を専決で措置したものである。

一方で、9月補正で提出した分については、郡山市のコアセンターと会津若松市の技術支援センターにおける空調設備を整備するものである。今回、外部の来訪や機密性の高い部分など空調を整備すべき箇所を精査した結果、9月補正で対応したものである。

宮下雅志委員

新型コロナウイルス対策特別資金について、今回融資枠を拡大することで信用保証協会への代位弁済分が倍増している。部長説明によれば、13,704件で約2,271億円が融資実績とのことである。

今回の融資枠の拡大により、これから融資できる枠を聞く。

経営金融課長

新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）については、当初貸付けの総額を1,800億円で設定し、それに伴う預託金について議決を得た。

6月に預託金の何倍を事業者に貸し付けるかという協調倍率を4倍から8倍に倍増したことで、予算措置なしで貸付枠を3,600億円に倍増した。

現在は、2,100億円程度の保証承諾であり、まだ1,500億円程度の貸付枠が残っている。

真山祐一委員

商12ページの福島インバウンド復興対策事業の減額補正については、交付決定額に伴う減額補正との説明があった。

新型コロナウイルス感染症の影響等が考えられるかもしれないが、今回約1億円の減額補正を行うことにより、事業全体の規模が縮小になるのか、詳細を聞く。

観光交流課長

福島インバウンド復興対策事業は、国が東北6県全体の形で予算規模を示す制度になっている。毎年徐々に減額される中で優先順位を踏まえて予算を要求している。全体的には若干減額の形になるが、予定した事業については予定どおり実施できる。新型コロナウイルス感染症の影響により減額されたものではない。

真山祐一委員

事業そのものは予定どおりの実施との理解でよいか。

観光交流課長

個別の詳細については、手持ち資料がないため、追って説明する。

観光交流局次長

新型コロナウイルス感染症の影響により、正直インバウンドとの状況ではない。典型的なものとしては、東京オリンピック・パラリンピック事業があるが、今年度は実施できないため今後減額作業を進めていく。

今年度の予算を来年度に繰越し可能か否かについては、現在国と協議中であるため、今後上程する予定である。

渡部優生委員

商4ページの新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用創出事業の7,500万円について、部長説明において、離職者を県の委託業務を実施する事業者が従業員として雇用し、就業機会を創出するための経費とのことであった。

県が委託する事業費には当然人件費が入っていると思うが、さらに雇用した場合に人件費として緊急雇用創出事業を使うこととなり、人件費が二重にならないのかが懸念されるため、7,500万円の使い道について明確に説明願う。

雇用労政課長

新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用創出事業については、今回新たに県が委託事業を実施し、その中で人を雇用し一時的に就業機会をつくる事業である。

県が実施しなければならない事業を外部の事業者へ委託し、雇用を創出する事業をこれからつくっていくことになる。

委託事業費のうち物件費と人件費があるが、人件費はある程度の額を確保し物件費ばかりが膨れないように業務を設計するよう制約を設け、可能な限り人を雇うことを中心に、人手がかかる事業業務を委託してもらいたい。

議決後は、各部局に募集をかけて事業を実施したい。

渡部優生委員

その辺りが明確になればよいと思う。二重に人件費を払うことが懸念されたため質問した。

どの程度の人数を想定しているのか。また、委託業務の例を紹介願う。

雇用労政課長

雇用数は50名程度を予定している。

具体的な事業については、予算成立後に各部局へ照会し募集する。

現時点では、人材が不足している企業と失業者をマッチングして実務研修を実施してもらい、事業終了後の正規雇用につなげるような事業をつくることなどを想定している。例えば、農業分野では人手が不足しているため、短期研修により農業に関する知識や技術を身につけてもらい、その先の再就職につなげることなどを想定している。

神山悦子委員

商4ページの新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用創出事業について、各部局に50名規模で募集することである。各部局が県として緊急雇用の人員を増やすために委託先の人員を増やすとのことだが、委託先のイメージがわからないため、再度説明願う。

雇用労政課長

新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用創出事業は、県が必要とする事業を委託先に委託して、一時的ではあるが一定程度人を雇ってもらい、雇用を生み出すものである。

具体的にどのような事業になるかは、今後各部局に照会し募集するが、さきに述べたとおり一時的に職場で実習等してもらい、ある程度技術を身につけ正規社員として雇用してもらうとの方法も一つの例として考えられる。

具体的なイメージが湧きにくいと思うが、人を一時的に雇い次につなげる方法ができればと考えている。

神山悦子委員

委託先についてイメージがつかめないが、どのようなものがあるのか。

雇用労政課長

委託内容によるが、今述べた研修や実習の形で、技術を取得して次につなげるとの点では、人材派遣や人材育成を担う会社で雇用したり、農業関係であれば農業の育成や普及などを担う組織に事業を委託し、人を雇用しながら知識を習得してもらい、次につなげる方法を取るなどである。事業者の形態に制限はないが、(株)やNPO法人など幅広く考えている。

神山悦子委員

これまでそのような形で実施したことはないのか。

雇用労政課長

リーマンショック時のほか、本県は特に震災後に急速に雇用情勢が悪化したこともあり、県や市町村が直接雇用により雇用を生み出したり、今回の制度のように民間企業や様々な団体に事業委託し、そこで人を雇ってもらう取組をしてきた。

神山悦子委員

震災直後に生活支援相談員を雇い仮設住宅の見回りなどを行い雇用につながった事例が記憶に新しく、そうした形で取り組むことはよいと思うが、50名程度では少ないと思う。何度も述べているとおり、福島労働局ではこの年末までに1,000人程度の失業者を見込んでいる。緊急雇用をもっと増やす必要があるのではないかと。県の直接雇用ではあまり人が来なかったとの話もあるため、緊急雇用創出事業を県民にアピールするとともに、県の各部署が実施する場合どういった内容を実施するのかを早く周知徹底する必要がある。失業者の受入先がある、仕事があることを広める必要があるため、考えがあれば聞く。また、雇用労政課としてコロナ禍による失業者対策として、このほかにないか。

雇用労政課長

現在の雇用情勢として、本日県内の有効求人倍率の8月分の発表があり、倍率としては1.18倍であり前月から0.01ポイント下がっている状況である。倍率は下がっているが、求人数、求職者数とも、5月を底とし増えている傾向にはあり、少し持ち直しの動きが見られる。解雇や雇い止めの数は累計で1,000人を超えているが、伸びの部分で言えば少し落ち着いている面もあるため、雇用調整助成金をはじめ県や国の様々な経済対策により、一定の雇用の維持が何とか保たれているのではないかと考えている。今後の情勢は予断を許さない状況にはあるが、県としても雇用を創出するために、今回この人数で予算を計上した。

緊急雇用以外については、雇用調整助成金の特例措置が延長となり、ある程度雇用が維持されていると捉えている。一方で、一定程度離職者もいるため、可能な限り相談に乗り次の職場を紹介するために、県内8か所に設けた就職相談窓口できめ細かく相談対応を行い、次の職場に早く移ってもらえるよう対応している。

神山悦子委員

意見を述べる。緊急雇用であるため正規雇用ではないが、正社員になれるようにとの点は大事な視点であるため、今後正規雇用が幾ら増えるか今後の新型コロナウイルス感染症対策で必要である。

私も福島労働局の7月分の発表を調べたが、今課長が述べた8月分と比べると幾らか改善したとも感じないわけではないが、大して変わらない。国の雇用調整助成金は延長されたとしても12月までであり、今後新型コロナウイルス感染症が広がるかもしれない、年末から1月、年明けのほうがより大変ではないかと思う。1月以降も雇用調整助成金を延長するよう国に求め、国の制度を当然活用しつつ制度の改善も求めるよう願う。また自分で直接申し込むことができる雇用調整助成金の周知についても周知願う。

次に、商8ページの再エネ関連産業産学官連携・販路拡大促進事業について実施内容を聞く。

産業創出課長

REIF（リーフ）ふくしまは、例年10月に郡山市のビッグパレットふくしまで開催している再生可能エネルギー分野における展示商談会である。

新型コロナウイルス感染症により多くの展示会等が中止や延期となり、最大限に安心・安全に留意し実施方法を再検討してきた。運営側の対策として、体温を測り、入場制限やマニュアルを作成するなど、業種別ガイドラインに基づいた対策を徹底し実施する。

神山悦子委員

再生可能エネルギーには水素自動車など様々あるが、どのような展示になるのか。

産業創出課長

広い意味での再生可能エネルギーであり、太陽光、風力、委員指摘の水素についても、国内企業や県内企業はもちろん、

海外の企業についてもリモートにより参加できるよう調整している。

神山悦子委員

商28ページの福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例については、新たに使用料を取るの分かるが、何を参考に金額を設定しているのか。

同じような施設がほかにあるとは思わないが、安過ぎるのか高過ぎるのかが分からないため説明願う。

ロボット産業推進室長

使用料金は、設備の取得価格、設備の維持管理費を基に積算している。

神山悦子委員

商30ページの議案第13号について、実地訓練を実施しなくても資格が取れるとのことだと思う。そうしなければ資格取得がどんどん伸びるかもしれないが、やむを得ないと思うが、実地訓練を行わずに大丈夫かとの声もなきにしもあらずであるため、その点を聞く。

産業人材育成課長

条例では通信の方法として郵送による課題のやり取りは認めていたが、オンラインは含まれていなかったため、今回条例改正によりオンラインを含めることとした。

また、これまでは添削指導と面接指導を両方向うとの形であったが、オンラインによる双方向の訓練については、どちらか一方でも可能との内容になっている。初めに述べたとおり、あくまでも学科のオンライン訓練である。

神山悦子委員

実地訓練については、どう考えているのか。

産業人材育成課長

実習については、これまでどおりオンラインではなく実際に通所してもらい訓練を行う。新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上で実施していきたい。

宮下雅志委員

今回、総括審査会においてウィズコロナの状況下における県政運営について質問する。その中で、感染防止対策を取りながら、相反する経済対策も進めていくことが一番重要な視点である。保健福祉部所管の感染対策と並べて経済対策についても質問するが、委員会の場において前段となる基本的な部分を確認したい。

これまで非常に難しい状況の中で、金融政策、助成、需要喚起策など様々な対策が取られてきたが、これまでの分析、施策の成果について、どう認識しているか。

経営金融課長

コロナ禍関連における中小企業支援の立場から答弁する。

国制度に基づくコロナ禍の無利子貸付けは、既に資金繰り支援として県内企業を幅広く2,000億円余りを下支えしてきた実績があり、事業継続に相当の効果があつたと考えている。また、有利子資金についても、9月末現在で承諾ベースの実績は1,150件、340億円余りであり、既に東日本大震災における無利子貸付けの規模を超えている。潤沢に資金提供を行うことにより、相当の下支え効果があつたと評価する。

宮下雅志委員

これまで本県が行っていた独自の宿泊券や、飲食店における前払い利用券などの需要喚起策の現在までの成果については、どう認識しているか。

商工総務課長

飲食店応援前払利用券発行支援事業については、さきに部長が述べたとおり約170万枚を配布し利用してもらっている。一定の効果は出ていると思うが、予定枚数の3分の1程度であるため、まだ需要が伸びていく余地がある。

現時点において振り返ると、これまで飲食店が直接販売する仕組みがなかったため分りにくかったこと、当初、飲食

店の方が非常に困っていたため早急に対応したかったが休業要請等があり協力金や支援金などが先行し後ろ倒しとなったこと、その間に各市町村で類似のプレミアム商品券が出たため埋没したことが反省点である。

早期に割当て分を販売した飲食店については非常に助かったとの声もあるため、幅広く使ってもらえるように今後も内容を周知していく。

観光交流課長

観光関連事業者の支援及び外出を自粛していた県民に本県の魅力を再発見してもらうために、国のG o T o トラベルキャンペーンの開始に先駆け、6月1日から本県限定の宿泊割引支援を実施していた。この事業は宿泊費7,000円以上の場合に5,000円を割り引くものであり、これまでの合計18万泊と昨年度のふっこう割の残として4,000泊を提供し、9月中旬までの予約と実績は11万5,000泊である。

6、7月については、観光関連事業者から国に先駆けた実施により県民の背中を押す県の施策であると非常に感謝され、経済再建の一助になったと考えている。

現在はG o T o トラベルキャンペーンが実施されているため、G o T o トラベルキャンペーンの対象事業者に当たらない小さな旅館や金額が安い宿にも活用してもらうよう宿泊割引を実施している。

宮下雅志委員

飲食店応援前払利用券発行支援事業の一番の課題は、個人事業主と会社など法人事業者とで割引率が異なることである。会社の立場では、ポスターを貼るように言われても、ほかの店に行くと割引率が高いため公表できないとのことである。会社の規模により支援の必要性を検討したのだと思うが、救わなければいけない度合いは、会社と個人事業主とでそれほど大きな違いはないはずであるため、今後施策を実施する際は別の基準をつくるなど実施願うと指摘しておく。

これまでの取組は理にかなっており、説明からは県内の中小零細企業を救うためにあらゆる手だてを尽くして一生懸命実施していることがうかがえる。しかし、残念ながら、経済対策は非常に難しく、サイドブレーキを引きながらアクセルを踏むようなもので、ウィズコロナの状況で経済対策を実施しようとしても、感染が広がれば消費マインドは途端に縮小してしまう。雇用調整助成金の特例措置が12月まで延長になる中、ある程度の枠内で効果が出ているうちはよいが、12月で切れると、その先の雇用の不安がさらに増大する。

本県では新型コロナウイルスの感染が広がり、さらにインフルエンザがはやっていくと今後どうなるかが分からず、樂觀できる状況にはなく今後さらに厳しい状況が現出すると認識しているが、現時点における認識を聞く。

経営金融課長

県内中小企業への支援との観点から述べると、資金繰り支援として無利子貸付けは1万3,000件余り2,000億円規模であり、1件当たりの貸付け金額は単純計算で1,600~1,700万円となり、4,000万円の貸付け上限額までまだ余裕がある。事業者によっては、追加で融資するなど貸付けにより下支えすることも考えられる。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況や終息状況など県内の状況を見ながら、貸付け期間の延長や貸付け上限額の引上げなど、全国知事会を通じて必要な措置を要望していく。

また、中小企業団体中央会を通じて、9月14日から協力金や支援金の対象ではなかった公共交通機関や生活必需品を扱う商店など業界ごとにガイドラインを設け、新型コロナウイルス感染防止対策を行いながら営業を継続する際に、10万円の交付金を交付する事業の募集を開始した。こうした事業を通じ、感染防止と経済活動の両立を支援していく。

宮下雅志委員

総括審査会の内容まで含む説明をもらったため議論はこの辺りとし、続きは総括審査会において質問する。

新型コロナウイルス感染症はワクチンや特效薬が出た瞬間に全てのブレーキが解除され、前向きに動き克服できると思う。しかし、それまでは相当厳しく、本県の中小零細企業の状況は予断を許さず、県が先をしっかりと見通しきめ細かな支援が必要だと思うため、よろしく願う。

神山悦子委員

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金については、既に申込みを締め切ったのか。申込み状況など現在の状況を聞く。

商工総務課長

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金は、9月30日で申込みを終了した。しかし、9月30日の消印まで有効としており、郵送で届いていない申請がある可能性もあるため、最終的な件数については今後集計する。

部長説明のとおり、9月28日時点の交付率は91.6%である。

神山悦子委員

県民は福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金があり助かったと思うが、県民はもっと続けてほしいと思っているなど反応を聞く。

商工総務課長

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金は、福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等の対象にならなかった業種について、新しい生活様式に対応するための取組への支援として開始したことが経緯である。そのため、協力金等の支給対象とならなかった者からは、対象としてもらい非常に助かるとの声ももらった。

神山悦子委員

企業局も含めて色々聞いたが、共通認識としては雇用も事業所も厳しい。

高校卒業後の求人状況は大丈夫とのことだが、本当か。

高校卒業後と大学卒業後の就職状況について、どのように捉えているのか。

雇用労政課長

新規高卒者の就職については、求人票から採用までの時期が決まっているが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり実際の就職活動を1か月ほど後ろ倒しにして対応している。ハローワークからの求人数は昨年より減っているが、学校側としてはこれまで人材確保が難しかった企業についても採用につなげるための活動を積極的に行う動きもあり、ある程度の倍率が保たれているとしている。

大卒者については、なかなか対面での就職活動ができない状況にあると聞いている。内定率や内々定率の推移としては、昨年度までと比較して少し下がっている状況にはあるが、一方でこれまでどおり採用を継続する企業も相当数あるため、就職活動について遅れは生じているが、来年3月に卒業する人については、ある程度の就職は確保されると考えている。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響がさらに続くことになれば、もう少し先の採用に影響が出てくるとの懸念がある。

なるべく対面による面接とオンラインでの面接をうまく組み合わせることで少しでも学生が就職活動できるように、また県内企業にとっては県に戻ってきてもらいたいとの面もあるため、県として支援していきたい。

神山悦子委員

ぜひ目配りを願う。

本会議においても質問した最低賃金について、本県は2円上がり800円になった一方で、東京都では1,013円であり213円の差がある。1年間で換算すると、年収で約40万円の差になる。東京都と地方との差はそれぞれ異なり、最も低い沖縄県の最低賃金は712円であるが、本県の最低賃金は全国平均の902円に対しても低い。人材が流れたり、就職活動にも微妙に影響してくるのではないかと。

地方に来てほしいと思っても賃金や就職先などの大きな問題があるため、本県に人材を取り込むために、全国一律の最低賃金として1,500円以上にするよう引き続き国に求めるよう願う。

また、ちょうど1年前に消費税が10%に引き上げられ県内の経済は影響を受けていたが、昨年は同時期に台風災害、今年は新型コロナウイルス感染症があり、中小業者にとっては消費税の負担が非常に重く様々な影響している。6割が個人消費であるが懐が寂しいため伸びず、中小事業者にとっても大きな負担となり何重苦にもなっている。これだけ県内経済は

ひどくなっており、消費税増税の問題と最低賃金の低さについて国に求めていく必要があると思うが、見解を聞く。

雇用労政課長

消費税については答弁できない。

最低賃金については、国の中央最低賃金審議会において最低賃金額の引上げの目安を示すことになっている。今回の新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が非常に厳しい中、労働者側と事業者側の様々な考えや立場があり、中央最低賃金審議会でも議論が交わされたが最後まで結論が出なかった。

最低賃金は、国が法律に基づき労働者の生計費や賃金、企業の生産活動など経済指標を様々考慮して決定されると考えている。

経営金融課長

消費税の制度そのものへの答弁は商工労働部としては不適當であるが、中小企業の支援の観点で言えば、大企業から消費税分の負担を求められるなど転嫁が十分に行われぬ場合には相談窓口が設けられている。また、経営への影響については、売上げを伸ばすなどの経営改善に取り組んでもらうために個別企業へ専門家を派遣している。

間接的ではあるが、経済情勢の影響を受け経営改善の必要がある個別事業所については、地域の商工団体が個別に経営相談に乗り支援している。

神山悦子委員

宮下委員からも話があったが、新型コロナウイルス対策により宿泊券やプレミアム商品券などについては、県内の事業者が一定程度先買いすることになるのか。事業者の負担が大変であると思うが、仕組みを聞く。

観光交流課長

宿泊割引は宿に支払いが発生するわけではなく、客が予約し宿泊した段階で旅行代金から差し引き、旅行会社経由であれば旅行会社への支払い分を安くするものである。差し引いた分については、後ほど県の助成金により本来の金額を支払う。

商工総務課長

飲食店における前払い利用券については、商工会、商工会議所連合会等に取扱いを委託しており、商工会等は飲食店が申請した必要枚数を渡し、飲食店が利用者に販売する。最終的には、後日プレミアム分を精算する仕組みであり、飲食店がどこからか買い入れるなどの費用は発生しない。

県産品振興戦略課長

県産品については、県内6か所のほか東京都及び大阪府のアンテナショップにおいて、5,000円で7,000円分を使用できる県産品応援商品券を販売している。500円分の商品券14枚分を先に購入してもらい、会計時に商品券を使ってもらおう。

神山悦子委員

負担がないようにと思い確認した。ポイント制の商品ではまず購入が必要であるため、様々なメニューをつくっても負担があり利用できないとならないよう、一言述べておく。

最後に、本会議でも述べたとおり新型コロナウイルス感染症で必要となる衛生資材などに関する事業や、業種転換も含めた支援が今後も求められる。

新型コロナウイルス感染症は今年で終息するわけではないため、これを機会に今後検討が進むように願うが、再度考えを聞く。

医療関連産業集積推進室長

県内では新型コロナウイルス感染症による影響で衛生資材が不足する状況があったが、様々な業種の事業者がマスクなどを生産する取組も見られている。医療関連産業の面においても、そういった事業者が新たに参入する際に医療機器開発支援センターを中心に様々な助言をしているため、引き続き、県内企業の支援に努めていく。